

指定介護老人保健施設のぞみ 運営規程

(規程の主旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び介護老人保健施設の人員、施設、設備並びに運営に関する基準法令、その他関係法令や通知の定めに基づき、医療法人みらい会が運営する介護老人保健施設のぞみ（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定めたものである。

(事業の目的)

第2条 要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従い、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう利用者の居宅生活への復帰を目指したサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設では、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護の他、日常的に必要なとされる医療並びに日常生活の世話をを行い、一日でも早く居宅生活へ復帰できるようサービス計画を立て支援に努める。

- 2 地域の中核施設として居宅介護支援事業者や保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努める。
- 3 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し療養上必要な事項についてわかりやすく指導又は説明を行い、同意を得てから実施する。
- 5 施設は入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体勢の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 のぞみ
- (2) 開設年月日 平成10年10月1日
- (3) 所在地 青森県平川市李平上山崎54番地1
- (4) 電話番号 0172-57-5100 FAX 番号 0172-57-5105
- (5) 管理者名 須藤尚紀
- (6) 介護保険事業者指定番号 介護老人保健施設(0252380027)

(従業者の職種)

第5条 施設の従業者の職種は次のとおりであり、必置職員数については法令の定めによる。

- (1) 管理者（医師と兼務）
- (2) 薬剤師
- (3) 看護職員（看護師及び准看護師）
- (4) 介護職員（うち介護福祉士他）
- (5) 支援相談員（介護支援専門員を兼務）
- (6) 機能訓練員（作業療法士）
- (7) 栄養管理職員（栄養士等、うち1人以上は管理栄養士）

- (8) 介護支援専門員（支援相談員と兼務）
- (9) 調理員・事務員他

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づき看護を行う。
- (5) 介護職員は、施設サービス計画及に基づき利用者の介護を行うほかレクリエーション等の計画・実施を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに市町村との連携を図る。また入所時の相談業務を行う。
- (7) 機能訓練員（作業療法士）は、リハビリテーションマネジメント計画書を作成するとともに機能訓練の指導・実施を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行うほか栄養ケアマネジメント業務に携わる。
- (9) 介護支援専門員は、利用者個々の施設サービス計画をたてるとともに、要介護認定及び更新の申請手続きを行う。
- (10) 調理員は食品衛生に留意し、調理業務に従事する。事務員は、庶務及び会計並びに営繕業務に従事する。

（利用定員）

第7条 施設の入所定員は、100人とする。

（施設サービスの内容）

第8条 提供するサービスの内容は、施設サービス計画に基づき行われる。これは利用者の居宅生活復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成され、利用者の病状及び心身の状況に照らして医療及び医学的管理の下、看護・介護並びに日常生活の世話をを行うものである。

- 2 当施設は、介護老人保健施設サービス費（I-i）（従来型個室）および（I-iii）（多床室）を算定し、利用者3人に対して看護・介護職員を1人以上配置する。
- 3 特に問題行動の著しい認知症の利用者を積極的に受け入れるため、認知症専門棟を備え、認知症ケアに重点的に取り組む。
- 4 専任の2人以上の作業療法士のほか、リハビリテーション専門スタッフを多数配置し、看護師・介護員と共同し利用者個々に個別リハビリテーション計画を作成し、必要に応じて短期集中リハビリテーションへの取組みを行う。
- 5 栄養管理体制に努め、利用者の年齢、心身の状況に応じた適切な内容、栄養量の食事提供を行うため、複数の栄養士（うち1名は管理栄養士）を配置している。
- 6 利用者の栄養状態を把握し医師、管理栄養士が共同で作成した栄養ケア計画（栄養ケアマネジメント）を基に栄養管理を行い、定期的に栄養状態の記録や見直しを行う。また、医師の指示のもと、特別食として療養食の提供を行う。経管栄養者に対しては看護師、介護支援専門員その他の職種と共同して個々の嚥下機能に着目し、経口摂取に努める。
- 7 食事は、利用者の日常生活に応じた時間帯に適時適温で提供できるよう配慮し、食事の提供時間は、次のとおりとする。

- ア 朝食 7:30から
- イ 昼食 12:00から
- ウ 夕食 17:30から

- 8 施設から退所後の利用者には担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し居宅サービス等について協議し、さらに必要に応じて居宅を訪問し利用者、家族の双方に療養上の指導を行う。また主治医に対し情報提供書を交付し情報提供に努める。
- 9 医師が必要と認め、かつ利用者が希望する場合に限り、退所後利用する訪問看護ステーションに対し訪問看護指示書の交付を行う。
- 10 清潔整容に努め、施設入所者には、週2回以上の入浴又は清拭を行う。
- 11 利用者の排泄の自立について必要なりハビリ・援助を行うとともに、おむつを使用しなければならない利用者に対しては適切におむつ交換を行う。
- 12 入所者の口腔の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

(利用料・その他の費用)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 施設サービスの利用が法定代理受領外サービスの場合には、利用料に不合理な差が生じないように法定受領サービス利用料の10割相当額を自己負担の額とする。
- (3) 前項の介護保険自己負担額のほか、以下の費用について利用者負担とする。

1) 居住費

- 従来型個室（1階一般棟） 一日 1,728円
- 従来型個室（2階認知症専門棟） 一日 1,728円
- 多床室（2床室以上、1・2階とも） 一日 763円

2) 食費

- 一日 1,445円（朝食 471円、昼食 471円、夕食 503円）

- (4) 利用者負担区分が減免に該当する場合の標準負担の額は以下のとおりである。

利用者負担 段階区分	負 担 額	
	滞在費	食費
第1段階	従来型個室（1階一般棟）日額	550円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	550円
	多床室 日額	0円
第2段階	従来型個室（1階一般棟）日額	550円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	550円
	多床室 日額	430円
第3段階①	従来型個室（1階一般棟）日額	1,370円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	1,370円
	多床室 日額	430円
第3段階②	従来型個室（1階一般棟）日額	1,370円
	従来型個室（2階認知症専門棟）日額	1,370円
	多床室 日額	430円

- (5) その他の利用料として余暇関連費用のほか、日用生活用品費（実費）、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代等がある。これらについては希望者に限り同意の上、別に定める利用料金表により徴収する。
- (6) 利用料の徴収に当たっては重要事項説明書にて説明を行い、サービスの内容及び費用について同意を得てから行う。

（施設の利用の留意事項）

第 10 条 利用の留意事項を以下のとおりとする。

- 1) 面会時間は午前 8 時から午後 8 時までとする。
- 2) 消灯は午後 9 時とする。
- 3) 外出・外泊を希望する場合はその都度、外泊又は外出先、用件、期間等の予定を事前に施設長に届け出て承認を受けなければならない。
- 4) 飲酒は禁止する。喫煙は敷地内禁煙とする。
- 5) 金銭・貴重品の施設での管理は原則として行わない。現金、預貯金、年金等管理は家族管理とし、小遣い程度のものについては、預り証発行のうえ事務室で管理する。
- 6) かかりつけ医等に受診を希望する時は、施設長判断で行う。その場合医師の証明書が必要などときには発行する。
- 7) ペットの持ち込みは、特別に認めた場合を除き禁止する。
- 8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は全面禁止する。
- 9) 他利用者への迷惑行為は現に慎むこと。

（非常時災害対策）

第 11 条 消防法施行規則第 3 条で規定する消防計画の策定、及び風水害、地震等の災害に対処する計画の策定は消防法第 8 条で規定された防火管理者を任命し非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は施設の役職者を充てる。
- (2) 火元責任者は施設の職員を充てる。
- (3) 非常災害設備点検は契約保守業者に依頼し点検時には、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たらせる。
- (6) 防火管理者は従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を整える。

（職員の服務規律）

第 12 条 施設職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い業務に専念する。服務遂行の際は一致協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意し行動する。

- (1) 利用者には人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) 互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（職員の質の確保）

第 13 条 職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 14 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人みらい会の就業規則による。

(健康管理)

第 15 条 職員は施設が行う年 1 回の健康診断を受診しなければならない。但し、夜間勤務に従事する者には、年 2 回の健康診断の受診を義務づける。

(衛生的な管理)

第 16 条 衛生的なサービスを提供するため、利用者が使用する食器その他設備や飲用水について衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染防止対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設立し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、調理師等、調理業務に携わる厨房勤務者には、毎月 1 回の検便を義務づける。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(秘密保持・守秘義務)

第 17 条 当施設の職員は、従業者である期間はもちろん、退職後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を漏らすことがないように就業規則で厳しく定めている。職員等が本規定に反した場合には、法的措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他、運営に関する重要事項)

第 19 条 地震や非常災害、その他やむを得ない事情を除き入所定員を超えてはならない。

- 2 運営規程、職員の勤務体制、利用者負担の額及び協力病院名は事業所内の見やすい場所に掲示する。ほかに苦情に対処するための概要、事故防止及び事故発生時の対応について定め、これを掲示する。

(1) 協力病院・協力歯科医療機関は以下のとおりである。

協力医療機関	須藤医院
協力歯科医療機関	すぎた歯科
協力歯科医療機関	アクロスプラザ歯科

- (2) 上記第2項を遵守のため苦情対策委員会、事故防止対策委員会を設け、監視を行う。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 3 利用者の意思、人格を尊重し虐待防止に努め、自傷他害の恐れがある場合など緊急やむを得ない場合を除き、原則として利用者の行動を制限する行為（身体拘束）は行わない。
 - (1) 前項を遵守のため身体拘束虐待防止委員会を設け、身体拘束や虐待につながる行為の監視を行う。
 - (2) やむを得ず拘束に至る場合は上記委員会で協議の上、利用者又はその家族に説明同意を得て医師の指示の下で行うとともにその状態、経過、心身の状況、拘束に至った理由、拘束に係る同意書等を介護録に記録し保管する。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する身体拘束虐待防止委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 5 サービスの提供時に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償する。これに備え、あらかじめ損害賠償保険に加入しておく。
- 6 施設ではサービス提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護録、機能訓練録その他必要な記録を整備・保管する。もし利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は原則としてこれに応じる。但し、家族からの請求の場合は、本人の同意が得られないときはこれに応じない場合がある。
- 7 利用者の心身機能維持向上の目的から個人情報について市町村もしくは、他の介護保険事業者と共有する場合がある。個人情報の使用に際しては重要事項説明書で説明し同意を得て行う。
- 8 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 9 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか当施設の運営に関する事項は、基準省令第5条に定めた重要事項説明書で明記するほか、入所者及びその家族の意向を考慮して当法人が施設の管理者と協議して定める。

付 則

この運営規定は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

- 平成 14 年 4 月 1 日一部改訂（従業者の職種及び員数）
- 平成 15 年 4 月 1 日一部改訂（ " ）
- 平成 17 年 10 月 1 日一部改訂（ " 及び利用負担額の変更）
- 平成 18 年 1 月 1 日一部改訂（合併に伴う新市移行で住所表記変更）
- 平成 18 年 4 月 1 日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 平成 19 年 4 月 1 日一部改訂（従業者の職種及び員数、他一部見直し）
- 平成 20 年 4 月 1 日一部改訂（減免に係る利用料、その他運営に関する事項）
- 平成 24 年 9 月 1 日一部改訂（管理者の変更、文章の推敲）
- 平成 27 年 4 月 1 日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 平成 30 年 4 月 1 日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 平成 30 年 5 月 2 日一部改訂（利用料一部訂正による）
- 令和 1 年 10 月 1 日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 令和 3 年 5 月 1 日一部改訂（第 18 条 その他運営に関する重要事項の変更）
- 令和 3 年 8 月 1 日一部改訂（介護保険法改正による変更）
- 令和 6 年 1 月 1 日一部改訂（運営の方針）第 3 条第 5 項・第 6 項追加、
（施設サービスの内容）第 8 条第 12 項追加、
（衛生的な管理）第 16 条第 2 項変更、
（業務継続計画の策定等）第 18 条追加
（その他、運営に関する重要事項）第 19 条
第 4 項・第 8 項・第 9 項追加
- 令和 6 年 4 月 1 日一部改訂（施設の利用の留意事項）第 10 条 1）面会時間の変更
- 令和 6 年 8 月 1 日一部改訂（利用料・その他の費用）第 9 条
（3）1）居住費 金額変更
（4）利用者負担額 金額変更
- 令和 6 年 9 月 28 日一部改訂（施設の名称及び所在地等）第 4 条（5）管理者名の変更
- 令和 6 年 10 月 1 日一部改訂（利用料・その他の費用）第 9 条
（3）1）居住費 従来型個室（2 階認知症専門棟）
金額変更
（4）利用者負担額 金額変更